

重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの70歳未満の人へ 医療機関での窓口払いがなくなります

日高市・飯能市内の医療機関等の窓口にて、重度心身障がい者医療費受給者証（オレンジ色）と健康保険証を提示すると、一部負担金（保険診療分）の窓口払いが原則なくなります。

この制度を利用すると、支給申請書に領収書等を添付して市へ提出する必要がなくなりますので、ぜひご利用ください。



日高市・飯能市内の
医療機関を受診
(歯科・調剤薬局含む)

受給者証と健康保険証を提示



一部負担金が
1か月2万1,000円未満の場合



窓口での支払いなし

【注意事項】以下の場合は、今までどおり支給申請書の提出が必要です。

- 市と協定を締結した日高市・飯能市内の医療機関（医科・歯科・調剤薬局等）以外を受診した場合
- 一部負担金が同一医療機関等で1人1か月2万1,000円以上になった場合（月の途中で2万1,000円以上となった場合には、月初めからの医療費を全額支払う必要があります）
- 重度心身障がい者医療費受給者証（オレンジ色）の提示なしで医療機関等を受診した場合
- 長期高額疾病（人工透析等）に係る受診の場合 など

日高市



子ども医療費

ひとり親家庭等医療費

重度心身障がい者医療費

指定医療機関

利用できる医療機関は
左のステッカーが目印です！

